

平成29年度「第2回やまぐち働き方改革推進会議」次第

日時：平成29年12月21日（木）

13:00～14:00

場所：山口県総合保健会館第一研修室

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

平成29年度の取組状況について

4 協議事項

（1）やまぐち働き方改革推進会議取組方針の改正について

（2）働き方改革の今後の取組方向について

5 意見交換

6 閉会

やまぐち働き方改革推進会議名簿 (H29. 12. 1 現在)

団体名	委員	幹事
日本労働組合総連合会山口県連合会	会長 網戸 茂	事務局長 伊藤 正則
一般社団法人山口県労働者福祉協議会	会長 中繁 尊範	専務理事 古都 昇
山口県経営者協会	会長 楠 正夫	専務理事 西田 隆男
山口県商工会議所連合会	会頭 川上 康男	専務理事 国重 敦生
山口県商工会連合会	会長 藤村 利夫	専務理事 賀屋 哲也
山口県中小企業団体中央会	会長 和田 卓也	専務理事 寺田 徹郎
山口経済同友会	代表幹事 川久保 賢隆	事務局長 奈原 伸雄
株式会社山口銀行	代表取締役頭取 吉村 猛	地域振興部長 矢儀 一仁
株式会社西京銀行	代表取締役頭取 平岡 英雄	地域連携部長 末田 義明
山口県信用金庫協会	会長 小田村 哲	萩山口信用金庫常勤理事 野村 尚彦
国立大学法人山口大学	学長 岡 正朗	総務部長・企画戦略部長 中島 修
学識経験者（女性の働き方）	山口県立大学看護栄養学部長 田中 マキ子	同左
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部	支部長 掛水 正二	山口障害者職業センター所長 松原 孝恵 高齢・障害者業務課長 佐藤 建夫 求職者支援課長 宮澤 昌裕
一般社団法人山口県労働基準協会	会長 吉田 彰彦	専務理事・事務局長 篠原 千代樹
厚生労働省山口労働局	局長 金刺 義行【副会長】	総務部長 鈴木 宏 雇用環境・均等室長 手塚 和子 労働基準部長 小笠原 哲治 職業安定部長 定政 紀彦
山口県	知事 村岡 嗣政【会長】	商工労働部長 大谷 恒雄【幹事長】

平成29年度第2回働き方改革推進会議出席者名簿

日時：平成29年12月21日（木）13時～14時

団体名	役職名	氏名
日本労働組合総連合会山口県連合会	会長	網戸 茂
(一社)山口県労働者福祉協議会	会長	中繁 尊範
山口県経営者協会	専務理事	西田 隆男 (代理)
山口県商工会議所連合会	専務理事	国重 敦生 (代理)
山口県商工会連合会	会長	藤村 利夫
山口県中小企業団体中央会	会長	和田 卓也
山口経済同友会	代表幹事	川久保賢隆
株式会社山口銀行	地域振興部副部長	金田 佳紀 (代理)
株式会社西京銀行	取締役人事部長兼総務部長	奈村幸一郎 (代理)
山口県信用金庫協会	会長	小田村 哲
国立大学法人山口大学	総務部長・企画戦略部長	中島 修 (代理)
山口県立大学	看護栄養学部長	田中マキ子
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部	支部長	掛水 正二
(一社)山口県労働基準協会	専務理事・事務局長	篠原千代樹 (代理)
厚生労働省山口労働局	局長	金刺 義行
山口県	知事	村岡 嗣政

【オブザーバー】

団体名	役職名	氏名
経済産業省中国経済産業局	産業人材政策課長	阿比留彩子

【事務局】

団体名	役職名	氏名
山口県商工労働部	部長	大谷 恒雄
	部次長	中野 恵
山口県商工労働部労働政策課	課長	磯村 昭二
	副課長	増野 卓也
	調整監	秋本 浩之
	主幹	中村 司郎
	主幹	道川 進
	主査	中野 正
山口県環境生活部	審議監	岩崎 康子
山口県健康福祉部こども政策課	主幹	中本 優子
山口県商工労働部商政課	主幹	東 泰宏
〃 経営金融課	課長	藏藤 共存

やまぐち働き方改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、「やまぐち働き方改革推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の働き方に関する課題等の調査及び研究に関すること。
- (2) 働き方改革の普及及び啓発に関すること。
- (3) 働き方改革の推進に係る施策の検討及び実施に関すること。
- (4) 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携促進に関すること。
- (5) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関及び団体（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

- 2 推進会議に会長を置き、山口県知事をもって充てる。
- 3 推進会議に副会長を置き、厚生労働省山口労働局長をもって充てる。
- 4 推進会議に委員を置き、構成団体を代表する者をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、会長は、学識経験を有する者のうちから委員を指名することができる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、その事務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議の運営及び事業に関する事項を審議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会に幹事長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事を置き、構成団体が指名する者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。

(部会等)

第7条 働き方改革に関する専門的な事項を調査、研究、又は審議するため、推進会議に部会、ワーキンググループその他の合議制の組織（以下「部会等」という。）を置くことができる。

- 2 部会等の組織及び運営については、幹事長が定める。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、山口県商工労働部労働政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。